

☆ 障がいの程度を表す「22条の3」って何？

(a) どこで使われている言葉？

学校教育法施行令第5条【入学期日等の通知、学校の指定】

市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。））で、その障害が、**第22条の3の表に規定する程度**のものうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所に存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

<下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記>

*なお、就学に関する仕組みについては、福島県養護教育センターだより第2号「障がいのある児童生徒の就学先決定について」（平成27年1月6日発行）をご覧ください。
 <<https://special-center.fcs.ed.jp/wysiwyg/file/download/1/113>>

(b) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度とは

学校教育法施行令第22条の3は、学校教育法第75条（障がいの程度）に基づいて定められた政令です。この障がいの程度について、「子供のニーズに応じた教育的支援のために」全国特別支援教育推進連盟（平成28年1月31日発行）で、次のように分かりやすく示しています。

